

令和7年度第1回大阪府地域福祉推進審議会権利擁護支援体制推進分科会 議事概要

◇日時：令和8年2月24日（火） 午後1時から午後3時まで

◇場所：ホテルプリムローズ大阪2階 羽衣の間

◇議題：1. 成年後見制度利用促進基本計画に基づき府が定める方針の取組状況について 等
2. その他

1. 成年後見制度利用促進基本計画に基づき府が定める方針の取組状況について 等

（資料1「令和7年度第1回大阪府権利擁護支援体制推進分科会」

1. 府内の権利擁護支援の状況、4. 国の動向等について、事務局より説明）

資料1の1. 4に関する質疑について

■専門委員

・資料1のP2（1）成年後見制度の利用状況（申立人と本人との関係別件数）に関して、H29とR6で比較すると、市長申立ての割合が減少し、また、本人申立てが増えて親族申立てが減っている。この傾向について、どのように考えているか。

□事務局

・本人申立が多いことについては、ご本人の意思について確認し、ご本人が制度を理解して申立を行うという意思決定支援ができているのではないかと考えている。一方、市町村長申立は、法令上、できる規定ということや事務の煩雑さから、虐待ケースなどに偏ってしまっていると聞く。そういった点を明らかにすべく、まずは状況把握を進めたい。

■専門委員

・資料1のP5（3）日常生活自立支援事業の課題解決に向けた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」について、日常生活自立支援事業WGで次年度の取組として、今年度のアンケート結果で「不足している情報」をヒアリングすることのだが、そもそもアンケートはどういったことを調査しているのか、不足している情報は何か。

□事務局

・アンケートについては、ただ今取りまとめ中。調査内容としては、日常生活自立支援事業における認知症高齢者の方や知的障がい者、精神障がい者等の区分別の支援回数について調査。また、その支援回数に占める生活保護受給者の割合などを調査する。ほかには、金融機関との連携状況を把握するような項目を設けている。

・アンケート結果で不足している内容とは、日常生活自立支援事業におけるシャドーワークにか

かる残業時間や、本事業に係る従事時間等など。ワーキングの中で検討したところ、調査自体が業務に支障が生じるという意見もあり、これらの内容に関しては調査をしていない。

・次年度、アンケート調査結果をワーキングに報告し、必要であれば、モデル的に市町村を選定してヒアリング調査などを実施する予定。

■専門委員

・資料1のP7(4)身寄りのない高齢者等への支援について、「本事業の実績を参考に」とある。これは、どのような内容かを教えてほしい。

□事務局

・経緯としては、厚労省より「持続可能な権利擁護支援モデル事業」は令和7年度限りで事業終了し、令和8年度からは「身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業」に移行するという連絡があった。この「持続可能な権利擁護支援モデル事業」について、令和6年度から枚方市が実施しており、継続実施できるよう予算を確保したもの。

・「本事業の実績を参考に」というのは、試行的事業の実績という意味である。次年度は、「身寄りのない高齢者等の課題に対応するための試行的事業」での取組や他府県などの先進事例をWGで紹介しつつ、日常生活自立支援事業を拡充・発展させた新たな事業へ対応できるよう、準備を進めていきたい。

■委員

・資料1のP3(2)日常生活自立支援事業の利用状況について、利用者属性の推移が示されているが、認知症高齢者の数が逡減している理由を教えてほしい。また、成年後見制度の利用者属性の内訳を教えてほしい。

□事務局

・成年後見制度の利用者属性の内訳については、それを示したデータがない。
・認知症高齢者については、利用が少ないというわけではなく、日常生活自立支援事業が、判断能力が十分ではないが、契約能力がある方を対象としているため、判断能力の低下により、成年後見制度へ移行する場合やお亡くなりになる場合があり、数が逡減しているように見えている。
・日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行件数については、令和6年度では合計89名が移行しており、後見が46名、保佐が35名、補助が8名となっている。

■専門委員

・認知症高齢者自体は社会的に増えており、死亡による減や成年後見制度への移行を加味しても、精神障がい者の増に対して契約者として減っているのは疑問に思う。分析等はしているのか。

□事務局

・分析等はできていないが、日常生活自立支援事業については待機者もある中、後見制度の利用に向け地域包括支援センター等が動かれている例もあると聞いている。

■専門委員

・精神障がい者等が日常生活自立支援事業で増えているというのは、成年後見の活用を考えたときに、本人同意の課題があって、日常生活自立支援事業なら利用するが、後見だとご本人が躊躇することがあるということか。

□事務局

・ご認識のとおりと考えている。

■専門委員

・先ほどの話で、精神障がいの方で成年後見制度を利用されていないというのは、後見については、いったん選任されると後見人を変えたいけれども変えにくいという現状がある。本人と合わないの、変えたいが、なかなか、という話を聞いている。今後の法改正に期待している。

(資料1「令和7年度第1回大阪府権利擁護支援体制推進分科会」

2. 府方針に基づく取組状況、3. 次年度の方向性について事務局より説明)

資料1の2、3に関する質疑について

■専門委員

・資料1 P18に記載のR8年度取組の方向性(案)について、中核機関の機能強化について2点質問がある。

- ① 権利擁護支援チームの形成支援について、好事例の紹介ということだが、取組は地域性があるがどのように考えているのか。
- ② 受任者調整について、市民後見人の養成や選任基準について、全体スキームの考え方を整理して初めて、市町村ごとの特色、個別性という話になると思うが、次年度どのように取り組んでいくのか。

□事務局

・まず①については、設置市連絡会などでの事例紹介を想定している。
・②については、既存の市民後見人の選任基準を前提としたうえで、市町村に明示していきたい。分科会委員のお知恵をお借りしながら、進めていければと思う。

■専門委員

・2点質問がある。

- ① 中核機関の立ち上げについて、さきほど府内市町村の中核機関の設置が47%という紹介があったが、そもそも取組ができていない市町村に対してのアンケートやヒアリングは実施しているのか。
- ② 法人後見については、前年度からの継続であるが、アンケートの実施について遅れているのではないか。また、今後調査を実施したうえで、事業の方向性を検討ということだが、現在無報酬であるということを知っている。法改正（成年後見制度の見直し）もある中、報酬や補助金を検討したりするのか。

□事務局

・まず①について、中核機関の整備状況は、年度当初に照会し、また国も中核機関の整備状況に関する詳しい調査をしている。国の調査状況とその分析について今後紹介する。

・②については、近日中に調査実施予定。法人後見についてのアンケート調査結果をもとに作成した検討案について、委員のご意見を頂きながら進めていきたいと考えている。検討案については意見照会させていただく。

■委員

・中核機関は非常に大切。「設置の必要がない」と考える市町村があるというのを不思議に思っている。法改正のことも考えると地域のネットワークづくりが大切になっていく。どこの市町村でも、中核機関があれば、住民が同じように情報が得られ、権利擁護支援のネットワークがあるというのは非常に大事。取組を進めていただければと思う。

■専門委員

・資料1の「1. 府内の権利擁護支援の状況」で紹介があった、身寄りのない高齢者等の権利擁護について、成年後見制度の利用促進という観点から考えると、後見が終わった後の地域での暮らしについては、日常生活自立支援事業を拡充・発展させた新たな事業における入院の手続支援や死後事務支援の話だけではすまない問題がいろいろあると考えている。身寄りのない高齢者等の問題については、次年度の方向性に取り上げられていないが、盛り込むべきではないか。すべてのことが紐づいたうえで、うまく機能しないと成年後見制度の利用促進につながらない。

・この身寄りのない高齢者等への支援と日常生活自立支援事業の課題について、事業の対象者も含めて、ワーキングをどのように取り組んでいくのかを教えてほしい。

□事務局

・資料のまとめ方として、府の取組方針に基づき、取組の方向性を一対一対応で記載させていただいた。委員にご指摘の身寄りのない高齢者等への支援については、次年度の方向性に盛り込む

でもよいと思う。身寄りのない高齢者等の支援、権利擁護支援の充実は重要な課題として考えている。府社協とともにワーキングを通じて議論を深めたい。具体的には、全国の先進事例や府内のモデル事例も踏まえたうえで、府社協と一緒に考えていきたい。ワーキングの検討状況については、分科会にも報告する。

■委員

・身寄りの話について、意見として述べる。この事業については、今後の進め方において3点ほど注意が必要だと考えている。

- ① 大阪では、小地域ネットワークにより、歴史的に一人暮らし高齢者の見守りや様々な地域活動をしてきた。新たな事業ができたことにより、そのような支えあいの取組が崩れないようにしなければならない。
- ② 日常生活自立支援事業との関係性について、利用者や対象者、利用料について、本当に整理できるのかと思う。日常生活自立支援事業自体にも課題がある。日常生活自立支援事業にプラスオンするということが、本当にできるのか、議論する必要がある。府には国に新しい事業等の課題の解消について要望してもらいたい。
- ③ 頼れる身寄りのない高齢者等への支援については、それぞれの地域でのやり方がいろいろ出てくると考えている。柔軟な体制づくりが必要。事業実施にあたっては、専門職団体のバックアップが必要不可欠。

・また、この事業については、中核機関との連携が重要だと考えているので、中核機関の設置に向け、令和8年度の取組を進めていってほしい。

■委員

・社会福祉法改正により、中核機関は努力義務となり、府内全市町村が立ち上げに取り組んでいくことになると思う。中核機関を立ち上げていない理由は明らかにすべき。市町村の見通し、考え方を明らかにし、中核機関があることのメリットも含めて、先進事例等を紹介いただければと思う。

・市民後見人の養成については、参画しない理由としてニーズがないというのが上がっていたが、ニーズ自体がなぜないのかということも調査してもよいと思う。細かく整理することが必要と思う。

□事務局

・中核機関が立ち上がらない理由として、所管が決まらないということや財政部局との交渉がうまくいかず、予算が確保できないということをよく聞く。

・今年度、未整備市町村連絡会において、法改正により中核機関の設置の努力義務化などを紹介したところ、市町村からの相談が増えた。中核機関設置のメリットも踏まえたうえで、必要性について説明していく。

・頂いたご意見については、今後の市町村調査時の参考とする。

■専門委員

・府が実施した未整備市町村の意見交換会に参加したが、中核機関は費用対効果の面で設置が難しいという話を聞く。費用対効果とは？という話をすると、相談数が増えないことが理由としてあげられるが、設置しないとわからないことが理由にされている。

・また、中核機関の設置が担当者の熱意による場合や、短期的なものとして考えられている場合もある。中核機関の努力義務化や民法改正後（成年後見制度見直し後）という話をすると、市町村への気づきとなると思う。市町村支援を考えたときに、熱意のある担当者を支援していくことが非常に大切。市町村が、スモールステップで進めることができるよう、法改正後を見据え、中長期的に考えることができるようにする支援が必要であると思う。

・市町村によっては関係制度について知識のばらつきも見られることもあるので、きめ細やかな支援をお願いしたい。

■専門委員

・民法及び社会福祉法の改正について、法施行の期日は数年後と聞いているが、中核機関が立ち上がっていなければ、家庭裁判所からの意見照会に対し、適切な意見回答ができず、成年後見を終わることができる人が終われないということにつながる恐れもある。

・また、市民後見人の養成についても、身寄りのない高齢者等への支援や日常生活自立支援事業とも関わってくる話。

・市町村に対しては、情報提供だけでなく、伴走支援などの積極的な取組が必要だと考える。

□事務局

・各市町村に赴いて、市町村の考えやニーズの把握をしたうえで、個々の市町村に応じた情報提供の仕方の工夫も必要であると思う。今後を見据えた少し先の情報を丁寧にお伝えしたうえで、個々の市町村に応じた情報提供を進めたい。

2. その他

・特になし

■会長

・次年度の取組の方向性の中には、アンケートやヒアリングをしていくという内容があったが、今後の働きかけの中で、具体的な数値などの目標や目的をもったうえで、進めていただければと思う。

・法改正に向けた準備を進めていくために、分科会自体も回数を増やすという話もあった。今日出た意見を反映させて、取組を進めていってほしい。